

W. von Humboldtの教育行政課題考

—1809年2月の総務報告までの宗教＝教育局を中心に—

八木 浩雄¹ 甲斐規雄²

はじめに

1809年2月20日付でW. von Humboldt (Karl Wilhelm Freiherr von Humboldt: 1767–1835 以下Humboldt) は、宗教＝教育局 (Section für Kultus und öffentlichen Unterricht) 長官に任命される。1810年4月29日には辞職を申請し、その後6月14日にその申請は受理され、実際Humboldtがその任にあたった期間は僅か1年半の間であった。その間に手掛けた教育改革の内容は多岐にわたる。当時のHumboldtの業績として、一般的にはベルリン大学の創設、初等学校の改革とPestalozzi教授法の導入、ギムナジウムの改革などが教育史の中で挙げられている。特にベルリン大学創設に関しては、「近代大学の範」となるものを明らかにした。

しかし、Humboldtの生涯に目を通しても明らかな通り、それまでおよそ教育に関するものとは縁のなかった彼が、教育改革に携わるべく抜擢されたことは異例のことであった。Humboldt研究を始めた筆者にとって教育改革の中で彼が果たした役割は、現在のところ、彼の思想の根幹にあると考えられる新人文主義思想に基づく「人間形成」の視点が、当時国家として復興を図るプロイセンの時代的要請に応えたものであったとの見解を持っている。

では、実際彼が宗教＝教育局長官就任当時、彼及び同局には如何なる問題が課せられていたのだろうか。

本論では、後に進めるHumboldtの教育観 (人間形成観) を明らかにする前段階として、当時のプロイセンの時代背景、並びに長官就任時間もなくに明らかにされた総務報告書 (Generalverwaltungsberichte der Sektion) の内容を基に、Humboldtの教育改革時に取り巻いていた問題点を整理してゆく。

1. 問題設定について

本研究で取り扱った総務報告書は、Humboldt全集⁽¹⁾第4巻1頁に掲載されたものを用いた。本書は、Humboldtの業績の中の政治学と教育学に関する文献が47編収められており、うち宗教＝教育局関係文書33編、政治・管理運営に関する論文14編が収録されている。

その中で本書に掲載の総務報告書は、宗教＝教育局関係文書の中で、1809年2月と3月、4月、5月と6月、7月、8月、9月の8編がある。そして、本論で取り扱った1809年2

1 明星大学大学院人文学研究科教育学専攻博士後期課程 教育思想

2 明星大学人文学部心理・教育学科教授 近代西洋教育思想史

月の報告書は、3月の報告書と併せて一組の形で掲載されており、また次の4月の報告書と共にNicolovius (Georg Heinrich Ludwig Nicolovius : 1767-1839 以下Nicolovius) によってまとめられたものであった。実際にHumboldt自身がまとめたものは5月以降からの報告書である。

宗教＝教育局は、設立当初Humboldtの着任を待たずして、改革の一翼を担うべく運営が進められていた。そして同局の下で進められた改革の幾つかは、Humboldtがさして関与することなく進められたものもある。その一例が、プロイセンに於けるPestalozzi教授法導入に関わる諸業務であった。このPestalozzi教授法の導入の背景に焦点を当てた先行研究は、既に幾つか確認される⁽²⁾。その中で指摘されるHumboldtは、「最初ペスタロッチ主義に懐疑的であり、躊躇を示して」⁽³⁾ いる人物であり、「少なくともペスタロッチ教授法の導入とそれによる初等教育およびその教師養成(制度)改革(そして、それと一致する全教育制度改革という方向性)については、その基本方針は確定していた」⁽⁴⁾ ため、その意味に於いてはHumboldtの実際の業績としては高いものとして評価され難いものとなっている。しかし、それでもなお教育改革を取り扱う中でHumboldtが何故評価されるかについては、「一連の教育改革に、より明確な理念的もしくは理論的根拠を付与した点にある」⁽⁵⁾ とされるためであった。

しかし、一方に於いて今後Humboldtその人の思想研究を行うにあたって、これらの関与またはそれに伴う業績については、明確に区別される必要があると思われる。

そのため、今回取り扱う総務報告書の位置付けは、Humboldtの思想・教育観を明らかにするものではなく、今後教育改革に携わる彼にとって宗教＝教育局に如何なる問題が山積し、直面していたかを探ることを目的としている。

当時のプロイセンに注目する時、Humboldt着任以前から進められている教育改革全体の動向には、プロイセン改革そのものの基本的方向性、教育改革としてHumboldt着任以前から現在進行中のもの、そして長官として就任を命ぜられたHumboldtに期するものの3点の方向性が存在していたと考えられる。

以上のような各方向性に注目し、今後教育改革に関わるHumboldtの歴史的な位置付けを確認してゆきたいと思う。

2. 改革時に於けるプロイセンについて

Humboldtがやがて関わる教育改革を含む当時のプロイセン改革—即ちStein-Hardenbergの改革—を考える場合、1806年のイェナ＝アウエルシュタットでの敗戦こそが契機となっている。

敗戦後、Napoléon (Napoléon I : 1769-1821 以下Napoléon) によって制圧されたプロイセンは、国土の荒廃のみならず精神的な破壊までを被るに至っていた。特に反仏運動の温床と危惧され、閉鎖を命じられたドイツの各大学は、その政治的・施設としての意義以前に精神的自由の場として萌芽を見せており、Napoléonは当時プロイセンにとってドイツ世界の破壊的専制君主以外の何者でもなかったのであった。

そもそも「近代」のキーワードの1つである「自由」に対する認識は、革命を通し国家を再生したフランスと、隣国とはいえ三十年戦争以来文化的後進国となっていたドイツとでは若干異なる発展を見せるに至っている。

フランス革命後国王を処刑したフランスに対して、ドイツ諸国の人々が見出した人間にとっての「自由」は、むしろその内面性即ち精神的自由として発展を見せてゆく。Heine (Heinrich Heine : 1797-1856) はそうした当時のドイツを革命後のフランスと対比させて「フランスではそれぞれの権利が正当かどうか吟味されたが、ドイツではそれぞれの思想が吟味されることになった。フランスではこれまでの社会制度のかなめ石であった王政がたおされたが、ドイツではこれまでの思想支配のかなめ石であった超越神論がたおされたためである」⁽⁶⁾ と例えていた。

また文学に於いても「疾風怒濤 Sturm und Drang」を通して、人間の持つ内的活力(エネルギー)の中に人間の自由な発展の可能性があることを明らかにしており、それらの動きによってドイツでは、現実の革命としての暴力・破壊と再編の道よりも、緩やかながらも改革とその中での発展の道を選ばせるに至っていった⁽⁷⁾。

無論全てが今日で言うところの自由主義的視点におさまる変革の動きではなかったが、プロイセンをはじめドイツ諸国は、自ら国家として新たな形成の時期を歩んでいることは事実であったといえる。

慢性的な危機感による変革の意識とは別に、先の敗戦により外圧として現実的な問題として突きつけられた国家復興の契機は、為政者のみならずプロイセン以下ドイツの全国民の機運として一気に頂点として高まることとなる。Fichte (Johann Gottlieb Fichte : 1762-1814 以下Fichte) による『ドイツ国民に告ぐReden an die deutsche Nation』の14回にわたる講演は、まさに国民の側からの機運として最たるものであった。

そうした中、「上からの改革」と称されるプロイセン改革が始められてゆく。

敗戦という悲劇ではある一方、国家として早急に新たな創生が求められたプロイセンは、早速1807年より行政改革までを含めた根本的な国家改革を推し進める。再建を目指すプロイセンの方向性について、国王Friedrich Wilhelm IIIの「国家は物質力で失ったところのものを、精神力によって補わねばならぬ」⁽⁸⁾の言が基本的な改革の路線を決定付けた。

改革は、プロイセンの行政機構そのものの建て直しから、土地、軍制、教育とまさに「再興」とも言える広範な内容となった。1807年10月9日に「十月勅令」を公布し、農地改革より端が発せられた。1808年には「都市条令」(1808年11月19日)を発し、都市の自治の再建を進め、また1810年には「調整令」(1810年9月14日)によって農地改革を継続する動きを見せている。農地改革の要点となったものは、広大な領土を保有する貴族とその農業経営グーツヘルシャフトGutsherrschaftの解体とそれによる農民解放への試みであった。同時に先の都市条令による都市の自由化の整備によって(都市)市民を育成し、プロイセン国家の国民形成を図ろうとしたことがうかがえる。こうした行政側の基本路線は、国土の政治基盤の整備により、国家としての再建の枠組みを整えることが中心であったといえよう。軍制改革は、Scharnhorst (Gerhard Johann David von Scharnhorst : 1755-1813)・Gneisenau (August Wilhelm Anton Gneisenau : 1760-1831)らにより、軍制の近代化として傭兵制の廃止や国民軍の創設が図られ、後には一般兵役義務制の実現へと発展してゆく。「軍隊は愛国精神に燃え、世襲の特権より功績を重んずるよう組織され」⁽⁹⁾るべく進むこの軍制の再編も、国民意識の自覚の下に整備される枠組みを形成していくものであった。

改革は、単に国土整備に止まるものではなく、為政者自らの行政機構の再編をも執り行っ

た。

1808年11月「プロイセン王国最高行政官庁制度変革令 Verordnung, die veränderte Verfassung der obersten Verwaltungsbehörden in der Preußischen Monarchie betreffend」(1808年11月24日)を発し、「従来の国王親政を支える内局統治を廃止し、新たに枢密院 (Staatsrat) を設置し、各専門省を基盤とした能率的・合理的な合議制の国家行政を形成」⁽¹⁰⁾ するための行政機構の整備がはじめられた。特に教育行政に関係するものとしてはこの再編の中で、それまで司法省Justizministerium下にある教育行政の中心官庁であったLuther派宗教庁Lutherisch-geistliches Departementと改革派宗教庁Reformiert-geistliches Departementがひとつに統合され、新たに内務省下に宗教＝教育局として体制が整備されていった。尚、組織的に見てこの両宗教庁が解体され教育行政官庁が新設された動きは、当時のプロイセン改革下での「教育」の位置付けが変化したことを意味するものであると予想されるが、本論ではその思想的検討は省きたいと思う。

3. プロイセン改革の中に見られる教育改革の位置付け

歴史的に考察し、プロイセン改革が総じて如何なる方向性を持っていたかについては議論の尽きないものではあるが、当時のフランス革命の衝撃並びにNapoléonによる国土の席捲は、精神的運動に止まっていた「ドイツ」国民的精神の発展過程を現実の改革の動きへと促す契機となった。しかし、国民の機運にまで高まったドイツ復興の意識は、「上から」のプロイセン改革として進められてゆく。

プロイセン改革に於いて教育改革の位置付けが如何なるものであったかについて検討してみると、まさに「ところでこれらの改革には、教育制度の改革がともなわなくてはならなかった。もしこれを欠くなら、『仏つくって魂いれず』になるだろう」⁽¹¹⁾ と解されるように、ある種改革の要となる役割を担っていたといえる。それは、Fichteの『ドイツ国民に告ぐ』に見られる国民意識の喚起があったとはいえ、当時プロイセンをはじめドイツの国々は国民蜂起としての動きを望んではいなかった。同時に為政者自らが、改革の中でその実現を果たす努力を見せていた。「重要なことは、優秀な人たちがプロイセンのため尽力したことだった。〈略〉プロイセンでも、大衆は革命の担い手ではなかった」⁽¹²⁾。

プロイセンの教育改革は、国民意識の向上をも改革の一環として視野に含め、国家一即ち「上」一から整える形で進められてゆく。

先述のように新たに再編された宗教＝教育局は、「宗務部 (Departmentabteilung des Kultus) と公教育部 (Departmentabteilung des öffentlichen Unterrichts) の二つの下位部門 (Unterabteilung) に区分され、一人の枢密顧問官 (長官) のもとに統括される。宗務部は独自の部長 (一名) を有するが、公教育部は特別の部長を置かず、長官が部長を兼ねる」⁽¹³⁾ 構成となっていた。

また、公教育部の管轄は6分野となっており、更に公教育部の下位部局についても以下の構成を持っていた。ここでは、先行研究にあたる大崎功雄『プロイセン教育改革研究序説』にまとめられている内容を整理し紹介したいと思う⁽¹⁴⁾。

公教育部管轄の6分野

- a) 国家の支援を受けるすべての学術・技芸協会、ベルリン学術・技芸アカデミー (die Akademie der Wissenschaften und der Künste zu Berlin) (さらに、ベル

リン建築アカデミー)

- b) 上級(高等)学校(Hohere Lehranstalten)と大学
- c) 上級(高等)市民学校(Hohere Burgerschulen)および技芸学校(Kunstschulen)
- d) 宗派の別にかかわらず、すべての下級学校、産業学校(ユダヤ教徒や諸宗派の学校も含む)
- e) 一般的な教養(allgemeine Bildung)に影響をおよぼす劇場などの諸施設
- f) 政治的対象に関係しないあらゆる著作物の検閲

公教育部の下位部局

- 1) 公教育学術委員会(Wissenschaftliche Deputation für den öffentlichen Unterricht)
- 2) 学術アカデミー(特別の監督官Kuratorのもとにない場合)
- 3) 技芸アカデミー(同)
- 4) 大学(監督官Kuratorの活動範囲がとくに決められている場合)
- 5) 王立劇場と類似の施設(特別の監督官Direktionのもとにない場合)

以上のように、新たに再編された宗教＝教育局の特に教育に関わる分野は多面にわたり、また宗教的分野に関しても「教育」の下に一応収められた位置付けとなった。

ここで言えることは、プロイセン改革の要とした教育改革の取り扱う範囲が、単に学校教育といった狭義のものではなく、まさに文化・精神として関わるあらゆるものに目を向け、更に国家の学術レベルの向上をも視野に含めていたということである。よって、教育改革として課せられた問題は、国民形成または人間形成に関わるあらゆる分野についての改革であり、行政側としては先ずこの具体的な実現の為に枠組みを整えたと見做すことができる。そして、Humboldtがやがて着任するのは同部局の長官としての地位であり、具体的な各環境整備は彼に委ねられていたと換言することができる。

しかし、彼が着任するまでにはまだ若干の時間を要し、彼が着任するまでの当面の間は、宗務部の部長の地位にいたNicolovius⁽¹⁵⁾とその補佐としてSüvern (Johann Wilhelm Süvern: 1775-1829 以下Süvern)⁽¹⁶⁾がその代行を務めていた。Nicolovius・Süvernらによって進められた教育改革については後述するとして、次に宗教＝教育局長官へ就任するまでのHumboldtについて簡単に整理してゆく。

4. 宗教＝教育局長官就任までのHumboldt

Humboldtの生涯を見てゆくと、宗教＝教育局長官に任じられるまでの彼は、ローマ駐在公使としての任にあり、地理的にもプロイセンから一線を画す生活をしてきた。

「一八〇二年五月十五日、フンボルトはプロイセン国王から、ローマ法皇庁駐在弁理公使に任命される。時に三十五歳である。フンボルトがこの任命を喜んで受け入れたのは、赴任の土地がローマだったからである。〈略〉ベルリンで何らかの官職に就くことならば、おそらく彼は拒否したであろうが、古典の土地ローマ、先輩ゲーテに貴重な経験を与えたローマと聞いて、快諾したのであろう。そして、当時すでに彼の学問的関心事であった〈言語〉の問題にしても、ローマはそれなりに魅力的な土地⁽¹⁷⁾であり、また「当時、法皇庁とプロテスタントの国プロイセンとの間には、宗教的、政治的にそれほど重要な問題が多く横たわっていたわけではない。〈略〉フンボルトは常に仕事に忙殺されていたわけ

ではなく、古典の研究であれ、言語の考察であれ、ローマの自然や多くの芸術作品を享受することであれ、自由に好むところに従うことができ」⁽¹⁸⁾ ほどの役職であった。

以上のように、彼のそこでの職務は、国家（プロイセン）にとってさして重要でもなく、また彼自身としても専ら自らの興味を赴くまま古代ローマの遺跡に触れ、言語研究にいそしむ事できる状態であったことがうかがえる。改革以前のプロイセンでは、特に Humboldt が特別必要とされるわけでもなく、また彼に於いても必要以上にプロイセンの政治に関わっていない位置付けにあったものと考えられる。

Humboldt が言語研究に関心を持ち学究的姿勢が顕著であることについては、彼の生涯並びにその著作を通読する中で更に明らかにする必要があるが、少なくとも幼少時より諸外国語に堪能であったことや、またゲッティンゲン大学在学中にギリシア古典の指導を受けた Heyne (Christian Gottlob Heyne : 1729-1812 以下 Heyne) の影響が大きかったことが挙げられる。特に Heyne は、当時新人文主義思想を代表する人物であり、ギリシア古典を通して、その新人文主義的精神に於いても Humboldt に影響を与えたと考えられる。加えてゲッティンゲン大学在学の経験は、Humboldt にとって「創立後わずか半世紀を経たにすぎず、古い大学のように、神学の呪縛が依然として続くという状況もなければ、哲学を特に高しとする風潮もなく、斬新な気風に充ち、数学、医学を始めとする自然科学の研究が盛んであると同時に、国家学や古典の分野でも優れた学究が招かれていた」⁽¹⁹⁾ 雰囲気恵まれ、そうした気風を精神として身に付けるきっかけにもなっていた時期であった。

そうした青年時代を過ごした Humboldt は、1792年に革命後間もないフランスを視察した経験をもとに『国家機能限界論 Ideen zu einem Versuch, die Grenzen der Wirksamkeit des Staats zu bestimmen』を著し、彼の持つ国家観を明らかにした。ここに於いて彼は、当時の国政に関わる人物としては珍しく、国家の市民に対する関与は極力慎むべきとの見解を表した自由論を展開している。これは、出版の事情により生前全てが公にされることはなかった⁽²⁰⁾が、これにより当時 Humboldt はプロイセンの政治家としては自由主義者として目されるようになっていた。それ以降のほとんどの著作物は、言語研究・古代ギリシア古典に関わるものが多くを占めていた。そうした経緯もあり、一応官職に就いているも、当時の Humboldt の主な活動はプロイセン国家の政治家としてあるよりも、自らの興味関心を第一に置く学究の徒としての立場が目立つ人物であり、思想的には当時のプロイセン国家にはあまり好ましくない人物として評価されていたと考えられる。

こうした Humboldt が宗教＝教育局長官へ抜擢されることには、如何なる経緯があったのか。

Humboldt が宗教＝教育局長官へ就任する契機となったものは、Stein (Karl Reichsfreiherr vom und zum Stein : 1757-1831 以下 Stein) や当時財務大臣であった Altenstein (Karl Freiherr von Altenstein : 1770-1840) の推薦によるものであった⁽²¹⁾。しかし、当時の Stein は Humboldt と全く面識はなく、Humboldt が 1810年の宗教＝教育長官を辞し替わってオーストリア全権大使となり、ウィーンへ向かう途上にはじめて両者は対面したのであった。ここに於いて、何故長官の人選に Humboldt が挙げられたのか、その具体的な理由ははっきりしていない。

さて、以上の経緯の中で宗教＝教育局長官就任の依頼は、「一八〇八年一二月一五日付

の国王からの勅書においてなされた」⁽²²⁾。しかし、当初Humboldtはこの長官就任の受諾に難色を示している。「彼は、その『訓令』(Rescript)を翌年の一月六日に受け取っているが、よく知られているように、彼は受諾の意志はなく、一月一七日、断りの書簡を国王に出している。」⁽²³⁾

その理由は、「国王フリードリヒ・ヴィルヘルム三世の優柔不断な性格と、折あらばと旧制度の復権を狙っているドイツ固有の貴族ユンカーの本質とを熟知しているフンボルトには、官途に就いたところで、仲々その所信を実現し得ないことが、よく分かっていたからである」⁽²⁴⁾と厭世的なHumboldtの複雑な性格を指摘しているが、一方では、先述した彼の生涯に見られるローマ駐在公使の受諾同様、学究の徒としての姿勢が彼の意識を大きく占めていたのではないかと考えられる。

以上のように、長官就任までのHumboldtそして長官へ抜擢の経緯について考えると、プロイセン改革時に於いて何故Humboldtであったのかという疑問についての回答は、漠然としてはっきりしない。後日談としてHumboldtが宗教＝教育局に於いて果たした役割を通して見るならば、彼の持つ幅広い教養や新人文主義的精神が教育改革に大きく寄与したとの評価を与えることができるが、現時点でのHumboldtに期するものはまだはっきりしたものではなかったのではないかと考えられる。

5. 宗教＝教育局に課せられた問題

漠然とした期待ともいえるHumboldtの長官就任は、行政機構の再編後具体的に十分な機能を果たせていない局の実質的運営にこそ求められていたように感じられる。

そもそも教育改革そのものは、敗戦以前のプロイセンに於いても懸案事項の一つとなっていた。Massow (Julius Eberhard Wilhelm Ernst von Massow : 1750-1816) による改革案(一般にMassow案と称される)が、実施に移される段階で敗戦によって頓挫を余儀なくされていた。しかし新たな宗教＝教育局では、先の計画を継承することなく、全く新たな整備を進めてゆくこととなってゆく。

Humboldtの到着まで宗教＝教育局の実質的運営の中心人物は、先述したNicoloviusとSüvernによって進められていた。特に、彼らが中心となって、また第一の問題として進めていたものは、プロイセンに於けるPestalozzi教授法の導入とそれに関係する諸政策の整備であった。それらは「フンボルトの長官就任以前に準備され、就任後もフンボルトの関与なしに作成されていることから明らかなように、フンボルトぬきに、ニコロビウスとジューフェルンを中心に形成されたという特質をもつ」⁽²⁵⁾ものであった。

1809年2月に於ける宗教＝教育局総務報告書に於いて、Humboldtの着任まで責任者としていたNicoloviusは、報告にあたり「宗教＝教育局は、未だ組織が不完全であり、(Humboldt)長官就任への期待によって、十分に局として機能していない」⁽²⁶⁾旨を伝え、多くの点に於いて局の業務が保留としていることを明らかにしている。

具体的には、ほとんどのものが「持ち上がってくる申請に対しての審査と、それに対する見解の文章化」⁽²⁷⁾といった程度の事務処理に止まっていた。

しかし、Pestalozzi教授法の導入に関わる政策については「初等学校のより良い導入については、以下のように準備されております。それは、新たに一定のそして有利な条件に変更したにもかかわらず、ハイルボルンの教育参事官のZeller氏の招聘に対する回答はい

まだないままとなっております。そしてイヴェルドンでのPestalozziのメトーデの教授に若い人員を送ることについて、2名選出しております。』⁽²⁸⁾との具体的な活動が行われていることを明らかにしている。

その後、敗戦から一時的に首都としていたケーニヒスベルクの大学にある既存の研究所(施設)の改善や新たな創設、並びに若干の教授の人選について覚書がなされている⁽²⁹⁾ことで報告は終わっている。

以上のように、報告書を見る限り当初宗教=教育局が具体的に推し進めていたものは、責任者Nicoloviusらの専ら関心の高いPestalozzi教授法導入に関わる諸政策のみ実際化が進んでおり、それ以外については全くの手付かずであったと見ることができる。同時にHumboldtの着任まで、本格的な局としての運営も棚上げした感のもたれる体制となっていた。

そもそもPestalozzi教授法導入の計画は、行政機構の再編以前より始められ、「まず、プロイセンからは、一八〇八年九月一日付でペスタロッチ宛に派遣生を依頼するための公式書簡が出され」⁽³⁰⁾ており、総務報告書に見られるZeller (Karl August Zeller : 1774-1846) 招聘に関わる交渉も同年月日より始められていた。

プロイセンに於いてPestalozzi教授法が注目されるに至った経緯については、「フンボルトが局長に着任するほぼ二〇年前頃からペスタロッチ主義はプロイセンに浸透しはじめていた。一七九一年、ニコロピウス、一七九三年、フィヒテ、一七九九年、ヘルバルト、一八〇一年、グルーナー、一八〇二年、プラーマン、一八〇三年、ツェラーがペスタロッチを訪問し、感銘をうけて帰っている」⁽³¹⁾ことなどから、当時多くの知識人に注目されていたことが指摘されている。

また、後に教育史上注目されるベルリン大学創設に関わる問題は、まだはっきりと取り上げられていなかったとみることができる。敗戦以前より教育改革の案があったのと同様、大学創設案についてもかなり以前から国家政策としての計画は持ち上がっていた。ハレ大学閉鎖に伴い、新たな大学の機運が国家としても検討されていたが、国家として統一した見解が整うまでには至らず、結果、Humboldtの登場まで国家としても要求はありつつも課題としては停滞したままであった。

以上より、これまでのプロイセン改革そのものの方向性、宗教=教育局の方向性、それらに対しHumboldtが如何なる形で関わってゆくよう期待されていたかについて整理すると、以下のような特徴が考えられる。

イエナ=アウエルシュタットの敗戦後、根本的な変革として始まったプロイセン改革は、新たな国家の再興を目指し、それを支えるものとして「国民形成(育成)」を中核に据え、その実現の要として教育改革を進めていった。特に行政機構の再編を中心に、国家としては教育行政の為の枠組みの整備に重点を置き、その活動が広範な文教政策としての視野にわたることを期した部局の設置を行ったといえる。

そして実際の各教育改革の着手は、宗教=教育局長官以下部局の担当者の手にて委ねられていたといえる。そうした部局の長官へHumboldtは抜擢されたのだが、彼の到着まで実際教育改革として手掛けられていたものは、Pestalozzi教授法導入に関わる諸政策の整備のみという現状であった。同時に、以前より具体化されてきているPestalozzi教授法関連の諸政策に於いては、Humboldtの長官としての関与の期待はあまり高いものではなかつ

たとえられる。

では、Humboldtに長官として当初期待されたものは何であったのか。Humboldtの就任以前の経歴またそれまでの彼の行政関与の姿勢を見る限り、具体的な案や計画を以ってして彼が注目されたのではなく、当初は漠然とした人柄とも言うべき点に於いて期待されたものだったのではないかと予想される。改革時内務大臣にあったDohna (Friedrich Ferdinand Alexander Graf von Dohna-Schlobitten : 1771-1831) とは旧知の間柄であり、結果改革に携わる際には多大な協力を得ることに成功している。また、かつてのローマ駐在公使の人選にあっても「宮廷でフンボルトの名はかねてから知られていたし、外務大臣ハウクヴィッツや、かつての家庭教師クントの推薦」⁽³²⁾ があった経緯など、彼を取り巻く人々の支持の高さが非常に目立つことが確認される。

個人主義者と評されるHumboldtではあるが、当時の改革にあって彼の持つ(個人主義・自由主義的見解に見られる)柔軟な姿勢にこそ、改革実現に期待が持たれた点ではなかったのかと結論付けられる。

終わりに

Nicoloviusによってまとめられた2月の総務報告書は、全集の中でも僅か1頁と半分程度の非常に短いものであり、また簡単なメモ書き程度の内容のものであった。僅かな量の報告内容ではあったが、事実確認に困難を極め、幾つかの先行研究に見られる歴史的事実の整理が本論の基本構成となってしまった。

当初、宗教=教育局を取り巻く問題を、総務報告書の中より読み取ることを中心問題として研究を進めていたが、その前段階として同局の成立に至るまでの歴史的背景の整理が必要であるとの問題が挙がり、急遽その整理より説述を進めた。報告書の文意を読み取るにあたっては、本学の橋正美教授よりご指導を賜り内容把握に努めたが、史的背景に於いては当事者の関係など今ひとつ明らかになりにくい部分もあり、今後その整理を更に行う課題を残してしまった。

Humboldtは着任後間もなく彼の業績として名高い「ベルリン大学設立についての申請 Antrag auf Errichtung der Universität Berlin」を、5月に早速上奏している。「不完全である組織」はHumboldt着任後、教育改革の名に相応しい様々な懸案に取り組んでゆく。

今回取り扱った総務報告書を見る限り、長官としてのHumboldtへの期待は、当初漠然としたものであったといえる。しかし、それがやがて予想を超えた形でその期待にこたえてゆくものであったことを確認する意味に於いて、興味深い資料であったといえる。

【注記】

- (1) Wilhelm von Humboldt, WERKE IN FÜNF BÄNDEN, Bd. IV (Wissenschaftliche Buchgesellschaft 6. Auflage 2002)
- (2) プロイセン教育改革時に於けるPestalozzi教授法を中心に研究を進めたものには、大崎功雄『プロイセン教育改革研究序説』(多賀出版 1993)や国民教育制度としての観点に立脚した石井正司『民衆教育と国民教育—プロイセン国民教育思想発生期の研究—』(福村出版 1970)などが挙げられる。またプロイセン教育改革を取り扱う場合、Pestalozzi教授法の導入は改革時に於ける一つの成果であり、教育史関連の文献でも確認することができるが、ここでは基礎

資料とした上述の両書のみを表記に止めたいと思う。

- (3)石井正司『民衆教育と国民教育－プロイセン国民教育思想発生期の研究－』福村出版 1970 246頁。
- (4)大崎功雄『プロイセン教育改革研究序説』多賀出版 1993 479頁。
- (5)同前。
- (6)ハイネ『ドイツ古典哲学の本質』(伊藤勉訳) 岩波書店 1973 58頁。
- (7)啓蒙思想と Sturm und Drang との関係として、原田綱『ヨーロッパ政治思潮史』(お茶の水書房 1980) にてまとめられている。293-298頁参照。特に「そしてこの(「疾風怒濤」※筆者)運動は、ある意味においてフランス革命のドイツ的形式であったともいえよう」(同書294頁)としつつ更に「いうまでもなくフランス革命は、ドイツの知識人に決定的に大きな影響をあたえた。けれどもこの影響は、革命に向かつての実践的なそれではなく、飽くまで思想的なものであった」(同書同頁)と指摘している。
- (8)Friedrich Wilhelm III が、法学者 Schmalz の前で Memel に対して言われた言葉として伝えられている。
ステファン・ディルセー『大学史(下)』(池端次郎訳) 東洋館出版社 1988 290頁参照。
- (9)ゴーロ・マン『近代ドイツ史 I』(上原和夫訳) みすず書房 1973 43頁。
- (10)前掲書『プロイセン教育改革研究序説』 393頁。
- (11)西村貞二『人と思想86 フンボルト』清水書院 1990 96頁。
- (12)前掲書『近代ドイツ史 I』 40頁。
- (13)前掲書『プロイセン教育改革研究序説』 395頁。
- (14)以下に紹介する「公教育部管轄の6分野」「公教育部の下位部局」については、前掲書『プロイセン教育改革研究序説』395頁の記載を抜粋した。
- (15)Nicolovius は1808年12月8日に宗務部の部長 (Vorsitzender Staatsrat der Sektion des Kultus im Departement des Kultus und des öffentlichen Unterrichts) に就任した。
前掲書『プロイセン教育改革研究序説』 397頁参照。
- (16)1808年12月25日に内務大臣 Dohna により、1809年2月1日より公教育部の國務顧問 (Staatsrat) として任命する申請が国王に提出され、国王も即12月29日にそれを裁可した。また、実質は12月26日から Süvern は Nicolovius を補佐し業務にあたったようである。同前書同頁参照。
- (17)亀山健吉『フンボルト－文人・政治家・言語学者－』中央公論社 1978 91頁。
- (18)同前書 94頁。
- (19)同前書 35頁。
- (20)「国家機能限界論」の公表については、江島正子『フンボルトの人間形成論』(ドン・ボスコ社 1996) 27頁にて成立背景が明らかにされている。
- (21)前掲書『プロイセン教育改革研究序説』 396頁参照。
- (22)同前 482頁。
- (23)同前。
- (24)前掲書『フンボルト－文人・政治家・言語学者－』 114頁。
- (25)前掲書『プロイセン教育改革研究序説』 392頁。
- (26)Wilhelm von Humboldt "WERKE IN FÜNF BANDEN" op.cit. S.1
- (27)ibid.
- (28)ibid. S.2
- (29)ibid. S.2
- (30)前掲書『プロイセン教育改革研究序説』 397頁。
- (31)前掲書『民衆教育と国民教育－プロイセン国民教育思想発生期の研究－』 246頁。
- (32)前掲書『人と思想86 フンボルト』 82頁。

【参考文献】

- Wilhelm von Humboldt, "WERKE IN FÜNF BÄNDEN", Bd.IV (Wissenschaftliche Buchgesellschaft 6. Auflage 2002)
- Peter Berglar "Wilhelm von Humboldt" (Rowoholt 2003)

- 大崎功雄『プロイセン教育改革研究序説』 多賀出版 1993
- 石井正司『民衆教育と国民教育—プロイセン国民教育思想発生期の研究—』 福村出版 1970
- ハイネ『ドイツ古典哲学の本質』(伊藤勉訳) 岩波書店 1973
- 亀山健吉『フンボルト—文人・政治家・言語学者—』 中央公論社 1978
- 西村貞二『人と思想86 フンボルト』 清水書院 1990
- 江島正子『フンボルトの人間形成論』 ドン・ボスコ社 1996
- ステファン・ディルサー『大学史(下)』(池端次郎訳) 東洋館出版社 1988
- ゴーロ・マン『近代ドイツ史 I』(上原和夫訳) みすず書房 1973
- 原田鋼『ヨーロッパ政治思潮史』お茶の水書房 1980
- 田中昭徳『プロイセン民衆教育政策史序説』 風間書房 1969